



各 位

会 社 名 株式会社SANKO MARKETING FOODS 本店所在地 東京都中央区新川一丁目10番14号 代表 者名 代表取締役社長 長澤 成博 (コード番号: 2762 東証スタンダード市場) 間合せ先 専務取締役 冨川 健太郎 (TEL. 03-6861-9630(代表))

# 第三者割当による第7回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行価額の払込完了及び第1回無担保社債(私募債)の社債総額の確定に関するお知らせ

当社は、2024年12月11日付の取締役会において決議した、EVO FUNDを割当先とする第7回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行に関して、この度、2024年12月27日に発行価額の総額(3,545,000円)の払込みが完了したことを確認致しました。また、第1回無担保社債(以下「本社債」といいます。)の社債総額(180,000,000円)の払込金額が確定いたしましたので、お知らせ致します。

なお、本新株予約権及び本社債の発行に関する詳細につきましては、2024年12月11日公表の「第三者割当による第7回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行並びに第1回無担保社債(私募債)及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

## 1. 第三者割当による本新株予約権の発行概要

1. 初二日的日による不利(水) が)性ツル门(M女		
(1)	割 当 日	2024年12月27日
(2)	発行新株予約権数	70,900 個
(3)	発 行 価 額	総額 3,545,000 円 (新株予約権1個あたり 50 円)
(4)	当該発行による 潜 在 株 式 数	7,090,000株(新株予約権1個につき100株)
		上限行使価額はありません。
		下限行使価額は当初64円としますが、下限行使価額においても、潜在
		株式数は 7,090,000 株であります。
(5)	調達資金の額	862, 257, 000 円(注)
(6)	行使価額及び行使価 額 の 修 正 条 件	(1) 当初行使価額は、発行決議日の前日である 2024 年 12 月 10 日における当社普通株式の普通取引の終値の 95%に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り捨てた額である 121.6 円とします。本新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日及び本新株予約権の行使請求が行われた日(以下、「修正日」といいます。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいいます。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 95%に相当する金額の 0.1 円未満を切り捨てた金額(以下、「修正日価額」といいます。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 0.1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます(修正後の行使価額を以下、「修正後行使価額」といいます。)。 (2) 上記(1)にかかわらず、上記(1)に基づく修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。
(7)	募集又は割当方法	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当て
	(割当先)	ます。
		(1) 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。
(8)	そ の 他	(2) 当社は、EVO FUND との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発 生後に、本新株予約権の買取契約(以下「本買取契約」といいま

す。) を締結いたしました。本買取契約において、上記(1)の譲渡制限に加え、以下の内容が定められております。

#### ※ ロックアップ

当社は、割当先又は EVOLUTION JAPAN 証券株式会社 (東京都千代田区紀 尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン)(以下「EIS」 といいます。) による事前の書面による承諾(但し、当社が当該承諾に ついて協議を求めた場合には、割当先又は EJS は当該協議に応じるもの とします。)を得ることなく、本買取契約の締結日に始まり本新株予約 権又は本社債が残存している間において、当社普通株式又は当社普通株 式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売 却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付け その他の移転又は処分を、直接又は間接に行わず、またデット・エクイ ティ・スワップ等の実行による当社普通株式の発行又は当社普通株式の 所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップ その他の取決めを行わず、さらに当社の指示により行為するいかなる者 をしても上記の各行為を行わせないものとします。但し、上記の制限 は、当社が割当先又はその関係会社を相手方として上記各行為を行う場 合、当社普通株式の株式分割により当社が当社普通株式を発行又は交付 する場合、当社が当社普通株式の無償割当を行う場合、会社法第 194 条 第3項に基づく自己株式の売渡し、1年間以上の保有を誓約している当 社の資本業務提携先に割り当てる場合、当社のストックオプション制度 に基づき当社が当社の新株予約権若しくは当社普通株式を発行若しくは 交付する場合、本新株予約権を発行する場合、本新株予約権の行使に基 づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合及びその他適用法令に より必要となる場合については適用されません。

#### ※先買権

当社は、本買取契約の締結日に始まり、本新株予約権又は本社債が残存している間において、割当先以外の第三者に対して当社普通株式若しくは当社の種類株式に転換若しくは当社の種類株式に転換若しくは交換できる証券を発行又は交付しようとする場合には(以下、かかる発行又は交付を「本追加新株式発行等」といいます。)、割当先に対して、当該証券の発行又は交付を決議する取締役会の日の3週間前までに、当該証券の発行又は交付に係る主要な条件及び内容(当該証券の種類、価額、数量、払込期日、引受契約の条件、引受予定先の名称・所在地を含むが、これに限られません。以下同じ。)を記載した書面により通知しなければなりません。

割当先は、上記の通知を受領した場合、当社に対して、当該通知の受領日(当日を含みません。)から1週間以内に、当該通知に記載された条件及び内容により当該証券を引き受けるか否かを書面にて通知することとし、割当先が当該条件と同一の条件により当該証券を引き受ける旨を当社に通知(以下、かかる通知を「応諾通知」といいます。)したときは、当社は、割当先に対して当該証券を発行又は交付するものとし、当該第三者に対して当該証券を発行又は交付してはなりません。

当社は、割当先からの応諾通知を受領しなかった場合に限り、上記通知により割当先に通知された主要な条件及び内容によってのみ、本追加新株式発行等を決議することができます。

なお、前記の定めは、以下に規定する各場合には適用されないものとします。

- ① 当社の役職員若しくはコンサルタント若しくはアドバイザーを対象とするストックオプションを発行する場合、又は当社普通株式を発行若しくは交付する場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、かつその発行株式数が本買取契約締結時点における当社の発行済株式総数の5%未満である場合。
- ② 当社が適用法令に従い開示した書類に記載された、本買取契約の締結日時点で既発行の株式(種類株式等で当社普通株式への転換請求権等を付与されているものを含む。)、新株予約権又は新株予約権付

社債等の行使又は転換の場合において、当該行使又は転換が当該書類に記載された条件から変更又は修正されずに、当該条件に従って行われる場合。

- ③ 上記の他、当社と割当先とが、別途先買権の対象外とする旨を書面により合意した場合。
- ④ 1年間以上の保有を誓約している当社の資本業務提携先に割り当てる場合。

また、当社が本条項に違反した場合には、当社は割当先に対して遅滞なく違約金を支払わなければなりません。

(注)調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

### 2. 第1回無担保社債(私募債)の社債総額の確定

当社は、割当先であるEVO FUNDに対して、発行価額総額最大200,000,000円(以下「最大発行価額総額」といいます。)から、2024年12月12日から2024年12月27日までに行使された2024年4月12日に発行された株式会社SANKO MARKETING FOODS第6回新株予約権(以下、「第6回新株予約権」といいます。)の行使に際して出資された金銭の合計額に相当する金額を控除(但し、5,000,000円毎での控除とし、5,000,000円に満たない額は控除の対象としません。)した金額の社債(本社債)を発行することを予定しておりましたが、2024年12月24日に第6回新株予約権の行使が行われ、20,026,000円が出資されたため、最大発行価額総額から当該行使に際して出資された20,000,000円を控除した180,000,000円が払込の金額となりました。

以上